第八条第九項中「第一項に規定する物品」を「免税対象物品」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第十一項中「第三項本文の承認及び」を「第六項の規定による」に、「並びに同項本文の規定により直ちに」を「及びその」に改め、同条第十二項中「第七項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項」を「前各項に定めるもののほか、この条」に改める。

第十六条を次のように改める。

（個人事業者の山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例）

**第十六条**　個人事業者が所得税法第百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等（以下この条において「延払条件付譲渡」という。）を行つた場合において、当該個人事業者（その相続人を含む。以下この条において同じ。）が当該延払条件付譲渡に係る所得税の額の全部又は一部につき同項の延納の許可を受けたときは、当該延払条件付譲渡のうち当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で当該延払条件付譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該個人事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該延払条件付譲渡に係る対価の額から控除することができる。

2　前項の規定により延払条件付譲渡をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該個人事業者が当該延払条件付譲渡に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、延払条件付譲渡に係る所得税の額につき所得税法第百三十五条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し）の規定により前項の延納の許可が取り消された場合は、当該延納の許可が取り消された日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3　第一項の規定の適用を受けようとする個人事業者は、当該適用を受けようとする課税期間及び前項本文の規定の適用を受けようとする各課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における延払条件付譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「）に」を「の特例）に」に改め、同条第二項中「第六十四条第二項に」を「第六十三条第二項に」に改め、同項ただし書中「第六十四条第二項ただし書」を「第六十三条第二項ただし書」に改める。

第二十七条の見出しを「（税関長の確認を受けた免税対象物品を輸出しない場合の納税地）」に改め、同条第一項中「第八条第三項本文」を「第八条第六項」に、「物品」を「同条第一項に規定する免税対象物品」に、「に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地」を「の税関長の確認を受けた場所（同条第六項に規定する免税購入対象者が当該税関長の確認を受けた場所以外の場所から出国する場合には、その出港地）」に改め、同条第二項を削る。

第五十九条の二第一項中「電磁的記録その他の」を「購入記録情報その他の」に、「をいう」を「をいい、この法律その他の消費税に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつてその保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該事業者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く」に改める。

第六十五条第一号を次のように改める。

一　正当な理由なく、第八条第五項の規定に違反して同項の免税対象物品を輸出しなかつたとき。

別表第三第一号の表一般財団法人及び一般社団法人の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 | 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号） |

別表第三第一号の表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（印紙税法の一部改正）

**第六条**　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号（業務の範囲）に規定する学資の貸与に係る業務に関する文書の項中「学資の貸与に」を「学資の貸与及び支給に」に、「学資の貸与を」を「学資の貸与若しくは支給を」に改め、同表社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金又は」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十九条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、同法附則第十一条第一項（病床転換助成事業に係る支払基金の業務）に規定する業務、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百六十条第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の十五第一項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書の項中「第百三十九条第一項各号（支払基金」を「第百三十九条第一項各号（機構」に、「係る支払基金」を「係る機構」に、「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条各号（機構の業務）に掲げる業務、介護保険法」に、「第百六十条第一項各号（支払基金」を「第百六十条第一項各号（機構」に、「支払基金の業務）に掲げる業務及び」を「基盤機構の業務）に掲げる業務及び」に、「支払基金の業務）に掲げる業務に」を「基盤機構の業務）に掲げる業務に」に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十五条第一項（国保連合会の業務）の規定による業務、介護保険法第百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九十六条の二（連合会の業務）の規定による業務に関する文書の項中「第五十六条の五の二（連合会の業務）の規定による業務」の下に「、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四十三条第二号及び第三号（同条第二号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律」を「母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条の十四各号（連合会の業務）に掲げる業務、高齢者の医療の確保に関する法律」に、「業務並びに」を「業務、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（連合会の業務）に掲げる業務並びに」に改める。

（国税通則法の一部改正）

**第七条**　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第三号の二中「及び特定基準法人税額に対する地方法人税」を「、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改める。